

## 【ドイツ】原子力法の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

\* 2010年12月13日に「原子力法第11次改正法」が公布され、12月14日から施行されている。9月28日に連邦政府が決定した「エネルギー計画」を実施に移すためのもので、原子力発電所の稼働期間を平均12年延長することを主な内容とする。これは、再生可能エネルギーを主としたエネルギー供給が可能になるまでの移行措置である。関連して核燃料税が導入され、特別財産「エネルギー・気候基金」が設立された。

### エネルギー計画

ドイツ連邦政府は、2010年9月28日にエネルギー計画を決定した。計画は、安定性、経済性及び環境に配慮したエネルギー供給の実現を21世紀の大きな課題とし、将来、電力・熱・交通分野において再生可能エネルギーを主としたエネルギー供給を行うことを目標として掲げている。電力は現在、石炭50%、原子力23%、再生可能エネルギー16%の割合で供給されている。エネルギー計画では、この電力供給における再生可能エネルギーの割合を2050年までに80%に引き上げることを目標としている。また、再生可能エネルギー主体のエネルギー供給が可能となるまでの移行措置として、原子力発電所の稼働期間延長が必要であるとした。

### 原子力発電所の稼働期間延長

現在ドイツで稼働中の原子力発電所は、17基ある。今回の原子力法により、そのうち1980年以前に稼働を開始したものは8年、1981年以降に稼働を開始したものは14年、稼働期間を延長することになった。平均の延長期間は、12年である。2002年に、当時の連立与党のSPD（ドイツ社会民主党）と緑の党は、原子力法を改正し、原子力発電所を段階的に廃止する脱原発を定め、最後の原子力発電所の稼働は2021年までとすることを決めていた。今回の措置で、その期限が14年延期されたことになる。

原子力発電所の稼働期間延長に伴って追加的に発生する放射性廃棄物は1万m<sup>3</sup>であり、そのうちの90%は非発熱性放射性廃棄物の最終処分場に予定されているコンラート処分場に埋設するとしている。

### 他の法律の制定

「原子力法第11次改正法」と同時に成立した法律を以下に紹介する。

#### ・核燃料税法

核燃料税は、政府の財政健全化措置の一環として導入された。2011年から2016年までの期間に限り、電力の商業的な生産のための核燃料の消費に対して課税される。納税義務は、燃料要素又は燃料棒が原子炉に最初に投入され、核反応が起きたときに

発生する。核燃料税からの収入として、1年間に23億ユーロが見込まれている。核燃料税の用途は特定されず、連邦の一般会計予算に算入される。

#### ・特別財産「エネルギー・気候基金」の設立に関する法律

「エネルギー・気候基金」は、安定性、経済性及び環境に配慮したエネルギー供給を助成するために2011年1月1日に設立される。基金は主に、エネルギー効率化、再生可能エネルギー、エネルギー貯蔵技術、エネルギー網技術及び国内外の気候保護の分野における措置を助成するために使われる。

基金への資金源は2つある。1つは、原子力発電所の稼働延長に伴って追加的に発生する売上の一部であり、連邦と原子力発電所運営会社との間の協定に基づき支払われる。また、核燃料税からの税収が年間23億ユーロを超えた場合、2011年から2012年までは3億ユーロ、2013年から2016年は2億ユーロを上限として基金に繰り入れる。もう1つは、2013年からの排出量取引による収入のうち、予算見積中の排出量取引からの収入9億ユーロを上回る分が基金に入れられる。

#### 連邦参議院における州の対応

ドイツでは、州の利害と関わる連邦法律の制定には、州政府の代表によって構成される連邦参議院の同意が必要である。基本法では、連邦参議院の同意が必要な場合を法律の類型ごとに規定している。しかし、連邦参議院の同意を得て成立した法律を改正する場合や連邦から州への委任がどのような範囲のときに連邦参議院の同意が必要かを巡っては様々な議論がある。法案の提出者は、連邦参議院の同意が必要かどうかを法案中に書き入れるが、連立与党が提出した今回の法案は、連邦参議院の同意は必要ないとされていた。州が連邦法の委任を受けて原子力発電所の監督を行っていることもあり、多くの州がその解釈に疑問を呈した。特にSPD（社会民主党）が与党となっている州は、連邦憲法裁判所に提訴する考えである。また、CDU（キリスト教民主同盟）が与党となっている州でも、原子力発電所が核燃料税を連邦に支払うと、州や市町村に入る営業税と法人税が減ることから、連邦議会と連邦参議院の合同協議会開催の要求を検討していた。そのため、CDUが率いる州の州首相とメルケル首相は協議を行い、2012年半ばまでに州財政にどれだけ損失があるかを調査して、その結果から州に補償を行うかどうか決定することになった。

参考文献(インターネット情報はすべて2010年12月14日現在である。)

- ・Elftes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 13. Dezember 2010 (BGBl. I S.1814).
- ・Gesetz zur Errichtung eines Sondervermögens „Energie- und Klimafonds“ (EKFG) vom 13. Dezember 2010 (BGBl. I S.1807).
- ・Kernbrennstoffsteuergesetz (KernbrStG) vom 13. Dezember 2010 (BGBl. I S.1804).
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/3051, 17/3052, 17/3053, 17/3054, 17/3405, 17/3453.
- ・山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法』244号, 2010.6, pp.71-103.
- ・“Länder billigen Atomgesetze“, *Süddeutsche Zeitung*, 27./28. November 2010, S.7.